

「ハウスデポ・リフォーム」入会申込書 兼 規約同意書

申込日 年 月 日

①入会申込書には、加盟店様の記入欄もございます。必ずご記入頂きますようお願いします。

②ハウス・デポ・ジャパンに到着・確認後『入会金請求書』を送付します。記載の口座に入会金の入金をお願いします。

チェック項目		チェック
1 「ハウスデポ協定工務店」ですか? (※)		入会済・未入会
2 「快適住実の家」の会員ですか?		入会済・未入会
3 「ジャパンリフォームローン」の取次店ですか?		入会済・未入会

※「ハウス・デポ協定工務店」が未入会の時は入会手続きをして下さい。

※【加盟する事業者欄】

フリガナ			
社名			
住所	〒		
フリガナ	会社代表TEL		
代表者名		会社代表FAX	
会社メールアドレス			
資料請求メールアドレス		資料請求TEL	
営業時間		定休日	
会社URL			
建築業許可の有無	有り 許可番号: 無し	施工対応エリア	例:○○県
フリガナ	担当者連絡先		
担当者名		担当者連絡先	
担当者メールアドレス			
パックの選択(どちらかに○)	基本パック(グッズあり) · 基本パック(グッズなし)		
備考			

※情報につきましては、「SUMU家サイト登録」並びに「ハウスデポ・リフォーム」運営・サービス登録に利用させて頂きます。

※【加盟販売店欄】

加盟販売店名	印	担当者名	
--------	---	------	--

※【㈱ハウス・デポ・ジャパン欄】		受付	確認
/	/		

「ハウスデポ・リフォーム」規約

第七条 料金

- 加盟店は、本制度加盟の料金として、入会金及びサービス内容に応じた月会費及びこれらにかかる消費税等相当額を支払うものとする。
- 月会費は加盟店の指定する銀行口座から当月分を毎月1日限り自動引落にて行うものとする。
- 甲はいかなる場合においても、加盟店への料金の返還または減額を行わないものとする。
- 税率が変更された場合、料金に係る消費税等相当額は、当該変更後の税率に基づき当然に変更される。
- 甲に対する金銭債務の支払いが遅延したときは、加盟店は、支払期日の翌日から完済日の前日までの日数に応じて、年14.6%の割合で算出した額を甲に対し支払う。

第八条 本規約の変更

甲は、加盟店に対する事前の通知により本規約を変更することができ、加盟店は変更後の内容を遵守する。

第九条 秘密保持等

- 甲及び加盟店は、本制度に関して相手方から提示を受けた秘密情報を相手方の書面による事前の承諾を得ずに、サービスの提供またはその利用に必要な範囲を超えて使用もしくは複製せず、または第三者に開示しない。
- 甲は、本制度により知り得た加盟店の顧客情報についてはその管理に万全を尽くすものとする。

第十条 権利義務譲渡の禁止

加盟店は、本制度に基づく甲に対する権利または義務を第三者に譲渡し、または担保の目的にしてはならない。

第十一条 加盟契約の解除

- 甲は、加盟店が以下の各項の一に該当したときは、何らの催告をすることなく本加盟契約を解除することができる。
- 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらを申し立てたとき。
 - 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立または公租公課滞納処分を受けたとき。
 - 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - 合併によらない解散、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
 - 本規約の各条項に違反したとき。
 - 甲または本制度の信用を害する行為があったとき。
 - 申込内容に虚偽があることが判明したとき、または第三条1項に定める加盟条件を満たさなくなったとき。
 - その他加盟契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。

第十二条 訴訟

本制度に関する加盟店および甲の訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

制定日 平成28年5月31日

上記「規約」を理解・確認のうえ、同意します。

年 月 日

住所

社名

印

第一条 目的

この規約は、株式会社ハウス・デポ・ジャパン（以下、甲という。）が展開する「ハウスデポ・リフォーム」加盟店制度（以下「本制度」という。）に関して、本制度の内容、本制度に加盟する事業者（以下、「加盟店」という。）の遵守事項等の細目を定めることを目的とする。

第二条 本制度の内容

本制度において、甲は、加盟店に対し、ハウスデポ・グループの組織力・ブランド力を活かし、リフォーム事業支援ツール・サービスを提供するものとする。

第三条 加盟手続

- 本制度に加盟するためには、次の各号に定めるすべての事項を満たさなければならない。
 - 「ハウス・デポ協定工務店」であること。
 - 「快適住実の家」の会員、または会員になる見込みであること。
 - 「ジャパンリフォームローン」の取次店、または取次店になる見込みであること。
- 加盟を希望する者は、本規約の内容を承諾の上、甲が定める手続により加盟の申し込みを行い、甲が承諾の通知を行った時点で加盟契約が成立し、加盟店となる。

第四条 加盟店の責任

- 加盟店は、本規約を遵守し、本制度が安定して継続的に存続するように努めるものとする。
- 加盟店は、自己の責任において経営を行い、本制度に関する事業活動の結果、顧客等の第三者より苦情、損害賠償等を受けた場合、自己の責任と負担において解決するものとし、甲は一切関知しない。
- 加盟店は、独立した事業主体であり、甲の代理人、使用者または甲の下部組織その他甲のために商行為を行う権限・地位を有しない。
- 加盟店は、顧客、下請業者その他の第三者に対し、自分が甲とは独立した事業主体であることを明示し、加盟店が甲の代理人または甲と同一の事業主体であると、誤認また混同されるおそれがある言動を行ってはならない。

第五条 商標等の使用

- 甲は、加盟店に対し、「ハウスデポ・リフォーム」の名称及び甲の定めるロゴマーク（以下「商標等」という。）の使用を許諾する。ただし、加盟店は、商標等の使用にあたって甲の指示に従うほか、以下の各号を厳守しなければならない。
 - 商標等に加盟店の商号を併記するなど加盟店が甲とは独立した事業主体であることを明確にすること。
 - 商標等を自己の商号として使用せず、また、商標登録しないこと。
- 加盟店は、理由の如何を問わず、本加盟契約が終了したときは、商標等を使用した名刺、のぼり、看板その他一切の物品を甲に返還し、または破棄しなければならない。

第六条 中途解約

- 甲は、本制度の運営が著しく困難な事態に陥った場合、速やかに加盟店に通知することにより、契約を解約することができる。
- 加盟店は、解約を希望する月の60日前までに甲が定める書面により甲へ通知することで、いつでも本加盟契約を解約することができる。

記入例

「ハウスデポ・リフォーム」入会申込書 兼 規約同意書

指定の枠内は、加盟する事業者様がご記入下さい

申込日 年 月 日								
①入会申込書には、加盟店様の記入欄もございます。必ずご記入頂きますようお願いします。								
②ハウス・デポ・ジャパンに到着・確認後『入会金請求書』を送付します。記載の口座に入会金の入金をお願いします。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>チェック項目</th> <th>チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 「ハウスデポ協定工務店」ですか? (※)</td> <td>入会済・未入会</td> </tr> <tr> <td>2 「快適住実の家」の会員ですか?</td> <td>入会済・未入会</td> </tr> <tr> <td>3 「ジャパンリフォームローン」の取次店ですか?</td> <td>入会済・未入会</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「ハウス・デポ協定工務店」が未入会の時は入会手続きをして下さい。</p>	チェック項目	チェック	1 「ハウスデポ協定工務店」ですか? (※)	入会済・未入会	2 「快適住実の家」の会員ですか?	入会済・未入会	3 「ジャパンリフォームローン」の取次店ですか?	入会済・未入会
チェック項目	チェック							
1 「ハウスデポ協定工務店」ですか? (※)	入会済・未入会							
2 「快適住実の家」の会員ですか?	入会済・未入会							
3 「ジャパンリフォームローン」の取次店ですか?	入会済・未入会							
*【加盟する事業者欄】								
フリガナ	社名	店舗数 (本店を除く)						
住 所	〒							
フリガナ	会社代表 TEL							
代表者名	会社代表 FAX							
会社メールアドレス								
資料請求メールアドレス	資料請求 TEL							
営業時間	定休日							
会社URL								
建築業許可の有無	有り 許可番号: 無し	施工対応エリア 例:○○県						
フリガナ	担当者連絡先							
担当者名								
担当者メールアドレス								
パックの選択(どちらかに○)	基本パック(グッズあり) · 基本パック(グッズなし)							
備考								
※情報につきましては、「SUMU家サイト登録」並びに「ハウスデポ・リフォーム」運営・サービス登録に利用させて頂きます。								
*【加盟販売店欄】								
加盟販売店名	印	担当者名						
※【㈱ハウス・デポ・ジャパン欄】								
受付	確認							
/	/							

「ハウスデポ・リフォーム」規約

第七条 料金

- 加盟店は、本制度加盟の料金として、入会金及びサービス内容に応じた月会費及びこれらにかかる消費税等相当額を支払うものとする。
- 月会費は加盟店の指定する銀行口座から当月分を毎月1日限り自動引落にて行うものとする。
- 甲はいかなる場合においても、加盟店への料金の返還または減額を行わないものとする。
- 税率が変更された場合、料金に係る消費税等相当額は、当該変更後の税率に基づき当然に変更される。
- 甲に対する金銭債務の支払いが遅延したときは、加盟店は、支払期日の翌日から完済日の前日までの日数に応じて、年14.6%の割合で算出した額を甲に対し支払う。

第八条 本規約の変更

甲は、加盟店に対する事前の通知により本規約を変更することができ、加盟店は変更後の内容を遵守する。

第九条 秘密保持等

- 甲及び加盟店は、本制度に関して相手方から提示を受けた秘密情報を相手方の書面による事前の承諾を得ずに、サービスの提供またはその利用に必要な範囲を超えて使用もしくは複製せず、または第三者に開示しない。
- 甲は、本制度により知り得た加盟店の顧客情報についてはその管理に万全を尽くすものとする。

第十条 権利義務譲渡の禁止

加盟店は、本制度に基づく甲に対する権利または義務を第三者に譲渡し、または担保の目的にしてはならない。

第十一条 加盟契約の解除

- 甲は、加盟店が以下の各項の一に該当したときは、何らの催告をすることなく本加盟契約を解除することができる。
- 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらを申し立てたとき。
 - 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立または公租公課滞納処分を受けたとき。
 - 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - 合併によらない解散、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
 - 本規約の各条項に違反したとき。
 - 甲または本制度の信用を害する行為があったとき。
 - 申込内容に虚偽があることが判明したとき、または第三条1項に定める加盟条件を満たさなくなったとき。
 - その他加盟契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。

加盟する事業者様

社判・押印

監店および申中の訴訟に意管轄裁判所とする。
制定日 平成28年5月31日

上記「**加盟する事業者様**」を理解・確認のうえ、同上します。

住所 東京都○○区●●2丁目8番地23号
社名 株式会社△△工務店
代表取締役 ☆☆ ☆☆

△△印

第一条 目的

この規約は、株式会社ハウス・デポ・ジャパン（以下、甲という。）が展開する「ハウスデポ・リフォーム」加盟店制度（以下「本制度」という。）に関する、本制度の内容、本制度に加盟する事業者（以下、「加盟店」という。）の遵守事項等の細目を定めることを目的とする。

第二条 本制度の内容

本制度において、甲は、加盟店に対し、ハウスデポ・グループの組織力・ブランド力を活かし、リフォーム事業支援ツール・サービスを提供するものとする。

第三条 加盟手続

- 本制度に加盟するためには、次の各号に定めるすべての事項を満たさなければならない。
 - 「ハウス・デポ協定工務店」であること。
 - 「快適住実の家」の会員、または会員になる見込みであること。
 - 「ジャパンリフォームローン」の取次店、または取次店になる見込みであること。

第四条 加盟店の責任

- 加盟店は、本規約を遵守し、本制度が安定して継続的に存続するように努めるものとする。
- 加盟店は、自己の責任において経営を行い、本制度に関する事業活動の結果、顧客等の第三者より苦情、損害賠償等を受けた場合、自己の責任と負担において解決するものとし、甲は一切関知しない。
- 加盟店は、独立した事業主体であり、甲の代理人、使用者または甲の下部組織その他甲のために商行為を行う権限・地位を有しない。
- 加盟店は、顧客、下請業者その他の第三者に対し、自分が甲とは独立した事業主体であることを明示し、加盟店が甲の代理人または甲と同一の事業主体であると、誤認また混同されるおそれがある言動を行ってはならない。

第五条 商標等の使用

- 甲は、加盟店に対し、「ハウスデポ・リフォーム」の名称及び甲の定めるロゴマーク（以下「商標等」という。）の使用を許諾する。ただし、加盟店は、商標等の使用にあたって甲の指示に従うほか、以下の各号を厳守しなければならない。
 - 商標等に加盟店の商号を併記するなど加盟店が甲とは独立した事業主体であることを明確にすること。
 - 商標等を自己の商号として使用せず、また、商標登録しないこと。

- 加盟店は、理由の如何を問わず、本加盟契約が終了したときは、商標等を使用した名刺、のぼり、看板その他一切の物品を甲に返還し、または破棄しなければならない。

第六条 中途解約

- 甲は、本制度の運営が著しく困難な事態に陥った場合、速やかに加盟店に通知することにより、契約を解約することができる。
- 加盟店は、解約を希望する月の60日前までに甲が定める書面により甲へ通知することで、いつでも本加盟契約を解約することができる。